

「マルチステークホルダー方針」

当社は、「暮らしのより確かな基盤をつくる」という基本理念のもと、企業経営において、株主、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創を重視し、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、社会と企業の持続的な成長と発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、基盤事業の強靱化と新たな成長分野への挑戦、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、人を大切にする考えのもと、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて労使間の真摯な対話の継続に取り組むとともに、教育訓練等について「当社の目指す社員像に向けた人材育成」、「新時代を担う人材開発の充実」に取り組んでまいります。また、今後の成長を支える「人材採用の強化」をさらに推進するとともに、ICTの活用、システム化等による業務改革を行って総労働時間の短縮を図り、社員が活躍できる環境整備と組織風土の改善に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/60677-04-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、エネルギーインフラを支える企業として「暮らしのより確かな基盤をつくる」事業を通じ、株主への積極的な情報開示と対話による信頼関係の構築、お客さまの期待を超える価値提供、サステナブルな社会実現への貢献などに取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年2月25日